

知事の権限に属する事務の委任について

○指定管理者の指定の取り消し等により、教育委員会が当該施設を直接管理することとなった場合における使用料の額の決定等の事務について、知事から地方自治法の規定に基づく委任協議があり、これに同意したい。

1 公の施設の管理等に係る条例の改正

現在、教育委員会所管の指定管理者制度導入施設のうち、7施設で利用料金制が採られている。

平成29年3月に公の施設の管理等に係る条例が改正され、指定管理者の指定が取り消された場合等に、知事等が臨時に直接施設の管理を行い、利用料金に代わり使用料を徴収することとされた。

2 事務の委任について

知事等が直接管理する場合における使用料の徴収は、知事の権限となることから、指定管理者が突然運営不能となった場合などに、利用者に対し迅速かつ円滑な対応ができるよう、知事から教育委員会に対し、使用料の額の決定、使用料の還付、使用料の減免に係る事務を委任したいとして、地方自治法第180条の2に基づく協議があった。

知事からこれらの事務を受任すべく、協議に同意したい。

3 委任を受ける事務

指定管理者制度・利用料金制度を導入している教育委員会所管施設において、指定管理者の指定の取り消し等により、教育委員会が当該施設を直接管理することとなった場合における次の事務。

- ①使用料の額の決定に関する事務
- ②使用料の還付に関する事務
- ③使用料の減免に関する事務

4 対象施設

八ヶ岳少年自然の家（①・②のみ）、射撃場、八ヶ岳スケートセンター、科学館、飯田野球場、図書館、緑が丘スポーツ公園

5 委任を受ける者

山梨県教育委員会教育長

6 委任年月日

平成29年4月1日から